

# 福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱

## (通則)

第1条 福岡市地域を支える商店街支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）及び福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）に定めるところによる。

## (目的)

第2条 この要綱は、市民が安全に商店街等を利用できるようにし、地域を支える商店街等を身近に感じてもらい、新型コロナウイルス感染症の収束後の継続的な利用につなげるため、商店街等が取り組む感染症対策やテイクアウト、デリバリー、キャッシュレス等のPRを支援することで、商店街等の消費喚起を図ることを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「商店街等」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号の事業協同組合、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱（平成29年）第3条第1項第3号及び第4号の団体であって、福岡市の区域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体をいう。

## (補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民が安全に商店街等を利用できるよう本市の区域内で実施するもので、第8条第1項各号に定める補助対象期間に商店街等が実施する次の事業とする。

(1) 第8条第1項第1号及び第2号

(ア) 感染症対策やテイクアウト、デリバリー、キャッシュレス等に対応している加盟店の情報を、商店街等が冊子・マップ・ウェブなどを活用してPRする事業

(イ) 商店街等が共同で実施する感染症対策事業

(ウ) 商店街等が共同で実施する食料品・日用品・飲食等のテイクアウト事業

(エ) 商店街等が共同で実施する食料品・日用品・飲食等のデリバリー事業

(オ) 商店街等が共同で実施するキャッシュレスの推進事業

(カ) 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事業

(2) 第8条第1項第3号

(ア) 感染症対策やテイクアウト、デリバリー、キャッシュレス等に対応している加盟店の情報を、商店街等が冊子・マップ・ウェブなどを活用してPRする事業

(イ) 商店街等が共同で実施する感染症対策事業

(ウ) 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事業

## (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、第8条第1項第1号又は第2号の補助対象期間に事業を実施したものについては別表第1に掲げる経費とし、第8条第1項第3号の補助対象期間に事業を実施したものについては別表第1の2に掲げる経費とする。

2 補助対象経費には、当該商店街等運営上の経常的な経費を含まないものとする。

（補助対象者）

第6条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合する商店街等とする。なお、この補助金の交付対象者は公募により募集する。

- (1) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (4) 第4条各号に掲げる事業ごとに、それぞれ同一の事業の実施に要する経費に係るものを、第8条第1項各号に掲げる同一の補助対象期間中に受けていない、又は受けたことがないこと。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。
- (7) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められないこと。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額又は50万円のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第8条 補助の対象期間は、次のとおりとする。

- (1) 令和2年4月7日から令和2年7月31日まで
- (2) 令和3年1月14日から令和3年3月31日まで
- (3) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費の算定基礎の対象は、前項第1号の補助対象期間については、令和2年4月7日から令和2年6月30日までに、契約の発注又は経費の支出等を行ったものとし、前項第2号の補助対象期間については、令和3年1月14日から令和3年3月31日までに、前項第3号の補助対象期間については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに、契約の発注及び経費の支出等を行ったものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 商店街等は、補助金の交付を申請しようとするときは、第8条第1項第1号又は第2号に該当するものについては、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を、第8条第1項第3号に該当するものについては、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付申請書(様式第1号の2)を提出するとともに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 役員名簿(様式第2号)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(決定の通知)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

- 2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりすみやかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。
- 3 市長は、第9条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(補助事業の変更)

第11条 規則第6条第1項第1号若しくは同項第2号に規定する承認を受けようとするときは、補助事業者は、第8条第1項第1号又は第2号の補助対象期間に該当するものについては、市長に対しあらかじめ福岡市地域を支える商店街支援事業実施計画変更申請書(様式第5号)を、第8条第1項第3号の補助対象期間に該当するものについては、市長に対しあらかじめ福岡市地域を支える商店街支援事業実施計画変更申請書(様式第5号の2)を提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと市長が認めるもの
  - (2) 当初予算において配分された経費の科目間流用を行う場合であって、当該流用の総額が交付決定額の20パーセント以内であるとき。
- 3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定

すべきものと認めるときは、第7条又は第10条第1項の決定を変更することができる。

4 規則第6条第3項の規定は、第1項の承認をする場合に準用する。

#### (実績報告)

第12条 補助事業者は、第8条第1項第1号又は第2号の補助対象期間に事業を実施したものについては事業終了後から令和3年3月31日までに、福岡市地域を支える商店街支援事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、第8条第1項第3号の補助対象期間に事業を実施したものについては事業終了後から令和4年3月31日までに、福岡市地域を支える商店街支援事業実績報告書(様式第6号の2)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 成果を証するもの
- (3) 事業収支決算書
- (4) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等
- (5) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、第1項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第13条 規則第15条中「様式第6号」とあるのは、「福岡市地域を支える商店街支援事業補助金確定通知書(様式第7号)」と読み替えるものとする。

#### (補助金の交付の時期)

第14条 補助事業者は、規則第17条第1項ただし書に規定する事前交付を受けようとするときは、市長に対し福岡市地域を支える商店街支援事業補助金事前交付請求書(様式第8号)を提出しなければならない。

2 規則第17条第1項ただし書の場合において、補助事業者は、市長が確定した額が既に交付した額に満たないときには、市長に対しその定める期限までにその満たない額を返還しなければならない。

#### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第9号)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

#### (暴力団の排除)

第16条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は補助事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報提出を求めることができる。

（補助金の交付決定取消し及び返還）

第 17 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。この場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第 6 条各号のいずれかに反するとき。
- (2) 第 15 条第 2 項のいずれかに該当するとき。
- (3) 関連法令を遵守しなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）により交付決定者に通知するものとする。

（書類の保存）

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を、当該補助事業終了後 5 年間保管しなければならない。

（届出の義務）

第 19 条 補助事業者は、商号若しくは名称又は本店、主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（委任）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する。

（この補助金の失効）

- 2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月22日から施行する。

(この補助金の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表第 1（第 5 条関係）

（補助対象期間）令和 2 年 4 月 7 日～令和 2 年 7 月 31 日、及び、令和 3 年 1 月 14 日～令和 3 年 3 月 31 日

補助対象経費	備 考
1 報償費	1 招聘した外部有識者に支払う謝礼金 2 賞品又は記念品費
2 旅費	外部有識者の招聘及びこの補助金の交付を受けた当該商店街等の構成員（以下「職員旅費」という。）の事業にかかる旅費
3 事務費	印刷消耗品費 光熱水費 アルバイト賃金（補助対象事業の遂行のために直接必要な労働者に係るものに限る。） 振込手数料 手数料 印紙及び証紙の購入代 感染対策に係る消耗品（マスク、消毒液）等
4 広告宣伝費	広告物（ポスター、チラシ、冊子）等の印刷・製作費、新聞折り込み料等
5 役務費	通信運搬費 自動車損害保険料 電話加入料 キャッシュレスシステム構築費用 インターネット加入料
6 委託料	専門的知見を有する者の責任においてその一切を実施させた方がより効果的なものの委託に要する経費（冊子等のデザイン、配送委託費等）
7 土地家屋借上料	一時使用目的（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 25 条及び同法第 40 条の一時使用をいう。）の土地及び建物の借上料（敷金、権利金その他の金銭を除く。）
8 借損料	会場借上料、物品等の使用料、知的財産権使用料等
9 工事請負費	会場の内装及び設備の設置及び除去に要する経費
10 備品購入費	事務机、椅子等、取得した時の性質及び形状を変えことなく比較的長期（おおむね 2 年以上）にわたって効用を発揮し、取得価額がおおむね 5 万円以上であるもの（以下「備品」という。）の購入費
11 その他	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

備考

- 1 賞品又は記念品費の総額の上限は、補助対象経費の総額に 10 分の 1 を乗じて得た額又は 5 万円のいずれか少ない額とする。
- 2 備品購入費の総額の上限は、補助対象経費の総額に 10 分の 1 を乗じて得た額又は 10 万円のいずれか少ない額とする。
- 3 補助対象経費の総額に 5 分の 1 を乗じて得た額を職員旅費の総額の上限とする。
- 4 備品の調達に当たっては、原則としてリース又はレンタルによるものとする。購入が必要と思料するときは、事前に地域産業支援課と協議すること。

別表第1の2（第5条関係）

（補助対象期間）令和3年4月1日～令和4年3月31日

補助対象経費	備 考
1 報償費	1 招聘した外部有識者に支払う謝礼金 2 賞品又は記念品費
2 事務費	印刷消耗品費 光熱水費 アルバイト賃金（補助対象事業の遂行のために直接必要な労働者に係るものに限る。） 振込手数料 手数料 印紙及び証紙の購入代 感染対策に係る消耗品（マスク、消毒液）等
3 広告宣伝費	広告物（ポスター、チラシ、冊子）等の印刷・製作費、新聞折り込み料等
4 役務費	通信運搬費 自動車損害保険料 電話加入料 インターネット加入料
5 委託料	専門的知見を有する者の責任においてその一切を実施させた方がより効果的なものの委託に要する経費（冊子のデザイン等）
6 土地家屋借上料	一時使用目的（借地借家法（平成3年法律第90号）第25条及び同法第40条の一時使用をいう。）の土地及び建物の借上料（敷金、権利金その他の金銭を除く。）
7 借損料	会場借上料、物品等の使用料、知的財産権使用料等
8 工事請負費	会場の内装及び設備の設置及び除去に要する経費
9 備品購入費	事務机、椅子等、取得した時の性質及び形状を変えことなく比較的長期（おおむね2年以上）にわたって効用を発揮し、取得価額がおおむね5万円以上であるもの（以下「備品」という。）の購入費
10 その他	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

備考

- 1 賞品又は記念品費の総額の上限は、補助対象経費の総額に10分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額とする。
- 2 備品購入費の総額の上限は、補助対象経費の総額に10分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額とする。
- 3 備品の調達に当たっては、原則としてリース又はレンタルによるものとする。購入が必要と思料するときは、事前に地域産業支援課と協議すること。

様式第1号(第9条関係)

(補助対象期間) 令和2年4月7日~令和2年7月31日、及び、令和3年1月14日~令和3年3月31日

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

団体の所在地 〒

団体名

代表者氏名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。

## 令和2年度 福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付申請書

福岡市地域を支える商店街支援事業補助金の交付を受けたいので、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、申請します。

### 記

- 1 事業の内容 【当てはまるものにチェックしてください。※複数実施可】
- 感染症対策やテイクアウト、デリバリー、キャッシュレス等に対応している加盟店の情報を冊子・マップ・ウェブなどを活用してPRする事業
  - 共同で実施する感染症対策事業
  - 共同で実施する食料品・日用品・飲食等のテイクアウト事業
  - 共同で実施する食料品・日用品・飲食等のデリバリー事業
  - 共同で実施するキャッシュレスの推進
  - その他の市民が安全に商店街を利用できるようにするための事業  
( )
- 2 担当者 (当該補助金交付申請の内容について問い合わせることがあるため、確実に対応できる方を記入してください。)
- ① 役職名
- ② 氏名(ふりがな) ( )
- ③ 連絡先: 住所 〒 — 福岡市 区 丁目 番 号  
電話番号

また、本件申請にあたり、「市税に係る徴収金に滞納がないこと」の確認に当たり税務担当課に照会されること及び市に提出した個人情報について市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。



様式第1号(第9条関係) 別紙2

(補助対象期間) 令和2年4月7日~令和2年7月31日、及び、令和3年1月14日~令和3年3月31日

**事業収支計画書**

(収入)

区分	項目	予算金額(円)	内訳・説明
全 体 収 入	市補助金期待額 (A)		
	民間補助金等		※補助団体・制度名を記入のこと
	商店街通常会費からの繰入金		
	商店街特別会費		
	寄付金・協賛金等		
	事業収入		
	借入金		
	その他の収入		
	国・県・その他関係機関等 の補助金		※補助団体・制度名を記入のこと
合計		※1	

(支出)

区分	項目	予算金額(円)	内訳・説明
補助 対象 経費	別紙3 「経費配分書」のとおり		
	小計 (B)		
補助 対象 外 経費			
	小計		
合計		※2	

注：※1 = ※2 となること。

<b>補助割合 (A/B×100)</b>	<b>%</b>	補助割合は、小数点以下第2位を四捨五入して求めること。
-----------------------	----------	-----------------------------

様式第1号（第9条関係） 別紙3

（補助対象期間） 令和2年4月7日～令和2年7月31日、及び、令和3年1月14日～令和3年3月31日

### 経費配分書

（単位：円）

対象経費区分		総事業費	補助対象 経費	備考 (各費目の積算明細 等)
費目	主な内容（※抜粋）			
報償費	講師謝礼金 賞品又は記念品費 等			
旅費	事業実施にかかる旅費			
事務費	印刷消耗品費、光熱水費、 アルバイト賃金、振込手数料等			
広告宣伝費	広告物（ポスター、チラシ、 冊子）等の印刷・製作費 新聞折り込み料 等			
役務費	通信運搬費、自動車損害保 険料、電話・インターネット 加入料 等			
委託料	事業の運営、事業効果の分 析等専門的知見を有する 者の委託に要する経費			
土地家屋 借上料	一時使用目的の土地及び 建物の借上料（敷金、権利 金その他の金銭を除く。）			
借損料	会場借上料、物品等の使用 料、知的財産権使用料 等			
工事請負費	会場の内装及び設備の設 置及び除去に要する経費			
備品購入費	事務机、椅子等の備品の 購入に要する経費			
その他	前各号に掲げるもののほ か、市長が特に必要と認め る経費			
補助対象外経費				
合 計				

※費目の詳細については、要綱の別表第1（第5条関係）参照のこと。

様式第1号の2 (第9条関係)

(補助対象期間) 令和3年4月1日～令和4年3月31日

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

団体の所在地 〒

団体名

代表者氏名

## 令和 年度 福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付申請書

福岡市地域を支える商店街支援事業補助金の交付を受けたいので、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、申請します。

### 記

- 1 事業の内容 【当てはまるものにチェックしてください。※複数実施可】
- 感染症対策やテイクアウト、デリバリー、キャッシュレス等に対応している加盟店の情報を冊子・マップ・ウェブなどを活用してPRする事業
- 共同で実施する感染症対策事業
- その他の市民が安全に商店街を利用できるようにするための事業  
( )

2 事業に要する経費、補助対象経費及び交付申請額

事業に要する経費	金	円
対象経費	金	円
交付申請額	金	円

3 担当者 (当該補助金交付申請の内容について問い合わせることがあるため、確実に対応できる方を記入してください。)

① 役職名

② 氏名 (ふりがな) ( )

③ 連絡先: 住所 〒 ー 福岡市 区 〒 丁目 番 号  
電話番号

(注) 仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、交付申請額の下に次の算式を明記すること。

対象経費 - 仕入れに係る消費税等相当額 = 補助金額

また、本件申請にあたり、「市税に係る徴収金に滞納がないこと」の確認に当たり税務担当課に照会されること及び市に提出した個人情報について市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

様式第1号の2（第9条関係）別紙1  
（補助対象期間）令和3年4月1日～令和4年3月31日

### 事業計画書

（実施期間） 年 月 日から 年 月 日まで						
（1）取組内容【該当する下記取組のうち、当てはまるものにチェックしてください。】						
<input type="checkbox"/> 冊子・マップ・ウェブなどを活用したPR事業						
<input type="checkbox"/> 共同で実施する感染症対策事業						
<input type="checkbox"/> その他の事業						
（						
）						
（2）事業の具体的な内容						
（3）今年度他に交付決定済、申請中又は申請予定の本市その他関係機関等の補助金等の有無						
<input type="checkbox"/> 無						
<input type="checkbox"/> 有						
補助金等の名称	申請先	区 分			申請額	決定時期
		<input type="checkbox"/> 交付決定済	<input type="checkbox"/> 申請中	<input type="checkbox"/> 申請予定	円	
		<input type="checkbox"/> 交付決定済	<input type="checkbox"/> 申請中	<input type="checkbox"/> 申請予定	円	
		<input type="checkbox"/> 交付決定済	<input type="checkbox"/> 申請中	<input type="checkbox"/> 申請予定	円	
令和 年 月 日						
団体の所在地 〒 福岡市 区						
団 体 名						
代表者氏名						

様式第1号の2（第9条関係）別紙2  
 （補助対象期間）令和3年4月1日～令和4年3月31日

### 事業収支計画書

（収入）

区分	項目	予算金額（円）	内訳・説明
全 体 収 入	市補助金期待額 （A）		
	民間補助金等		※補助団体・制度名を記入のこと
	商店街通常会費からの繰入金		
	商店街特別会費		
	寄付金・協賛金等		
	事業収入		
	借入金		
	その他の収入		
	国・県・その他関係機関等 の補助金		※補助団体・制度名を記入のこと
合 計		※1	

（支出）

区分	項目	予算金額（円）	内訳・説明
補 助 対 象 経 費	別紙3 「経費配分書」のとおり		
	小 計 （B）		
補 助 対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計		※2	

注：※1 = ※2 となること。

<b>補助割合 (A/B×100)</b>	<b>%</b>	補助割合は、小数点以下第2位を四捨五入して求めること。
-----------------------	----------	-----------------------------

様式第1号の2 (第9条関係) 別紙3  
 (補助対象期間) 令和3年4月1日～令和4年3月31日

経費配分書

(単位:円)

対象経費区分		総事業費	補助対象 経費	備考 (各費目の積算明細 等)
費目	主な内容(※抜粋)			
報償費	講師謝礼金 賞品又は記念品費 等			
事務費	印刷消耗品費、光熱水費、 アルバイト賃金、振込手数料等			
広告宣伝費	広告物(ポスター、チラシ、 冊子)等の印刷・製作費 新聞折り込み料 等			
役務費	通信運搬費、自動車損害保 険料、電話・インターネット 加入料 等			
委託料	事業の運営、事業効果の分 析等専門的知見を有する 者の委託に要する経費			
土地家屋 借上料	一時使用目的の土地及び 建物の借上料(敷金、権利 金その他の金銭を除く。)			
借損料	会場借上料、物品等の使用 料、知的財産権使用料 等			
工事請負費	会場の内装及び設備の設 置及び除去に要する経費			
備品購入費	事務机、椅子等の備品の 購入に要する経費			
その他	前各号に掲げるもののほ か、市長が特に必要と認め る経費			
補助対象外 経費		/		
合 計				

※費目の詳細については、要綱の別表第1 (第5条関係) 参照のこと。



経産第 号  
令和 年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎  
（経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課）

## 令和 年度 福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付をもって申請のあった福岡市地域を支える商店街支援事業補助金については、交付することと決定したので、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

### 記

- 1 補助内示金額 円
- 2 補助金交付予定時期 実績報告書提出後（令和 年 月以降予定）
- 3 補助金の積算の基準 福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱第7条による
- 4 補助条件
  - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長にその旨を報告して指示を受けること。
  - (4) その他、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

経産第 号  
令和 年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎  
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

**令和 年度 福岡市地域を支える商店街支援事業補助金不交付決定通知書**

令和 年 月 日付をもって申請のあった福岡市地域を支える商店街支援事業補助金については、要件審査の上、交付しないこととなりましたので、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

【交付しない理由】

様式第5号(第11条関係)

(補助対象期間) 令和2年4月7日～令和2年7月31日、及び、令和3年1月14日～令和3年3月31日

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

団体の所在地 〒

団体名

代表者氏名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。

## 令和2年度 福岡市地域を支える商店街支援事業実施計画変更申請書

令和 年 月 日付、経産第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付決定内容について、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり変更を申請します。

### 記

#### 1 変更の理由

#### 2 変更の内容

- |             |                                      |   |
|-------------|--------------------------------------|---|
| (1) 補助金の額   | 変更前                                  | 円 |
|             | 変更後                                  | 円 |
| (2) 事業の内容   | 別紙1「変更事業計画書」のとおり                     |   |
| (3) 事業の経費配分 | 別紙2「変更収支計画書」のとおり<br>別紙3「変更経費配分書」のとおり |   |

様式第5号(第11条関係) 別紙1

(補助対象期間) 令和2年4月7日~令和2年7月31日、及び、令和3年1月14日~令和3年3月31日

## 変更事業計画書

**(変更前)** 【変更する項目を全て記載してください。】

①

②

③

④

⑤

**(変更後)** 【変更内容を出来る限り具体的に記載してください。】

①

②

③

④

⑤

様式第 5 号 (第 11 条関係) 別紙 2

(補助対象期間) 令和 2 年 4 月 7 日～令和 2 年 7 月 31 日、及び、令和 3 年 1 月 14 日～令和 3 年 3 月 31 日

変 更 収 支 計 画 書

(収入)

(単位：円)

区分	項 目	当初予算額	変更予算額	差引増減額	説明 (変更理由)
全 体 収 入	市補助金期待額 (A)				
	民間補助金等				
	商店街通常会費からの繰入金				
	商店街特別会費				
	寄付金・協賛金等				
	事業収入				
	借入金				
	その他の収入				
	国・県・その他関係機関等 の補助金				
合 計		※ 1			

(支出)

(単位：円)

区分	項 目	当初予算額	変更予算額	差引増減額	説明 (変更理由)
補 助 対 象 経 費	別紙 3 「変更経費配分書」のとおり				
	小 計 (B)				
補 助 対 象 外 経 費					
	小 計				
合 計		※ 2			

注：※ 1 = ※ 2 となること。

<b>補助割合 (A / B × 100)</b>	<b>%</b>	補助割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入して求めること。
---------------------------	----------	-------------------------------

様式第5号(第11条関係) 別紙3

(補助対象期間) 令和2年4月7日~令和2年7月31日、及び、令和3年1月14日~令和3年3月31日

### 変更経費配分書

(単位:円)

対象経費区分	総事業費		補助対象経費		説明 (変更理由)
	変更前	変更後	変更前	変更後	
報償費					
旅費					
事務費					
広告宣伝費					
役務費					
委託料					
土地家屋借上料					
借損料					
工事請負費					
備品購入費					
その他					
補助対象外経費					
合計					

※費目の詳細については、要綱の別表第1参照。

様式第5号の2 (第11条関係)

(補助対象期間) 令和3年4月1日～令和4年3月31日

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

団体の所在地 〒

団体名  
代表者氏名

## 令和 年度 福岡市地域を支える商店街支援事業実施計画変更申請書

令和 年 月 日付、経産第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付決定内容について、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更を申請します。

### 記

#### 1 変更の理由

#### 2 変更の内容

- |             |                                      |   |
|-------------|--------------------------------------|---|
| (1) 補助金の額   | 変更前                                  | 円 |
|             | 変更後                                  | 円 |
| (2) 事業の内容   | 別紙1「変更事業計画書」のとおり                     |   |
| (3) 事業の経費配分 | 別紙2「変更収支計画書」のとおり<br>別紙3「変更経費配分書」のとおり |   |

様式第5号の2 (第11条関係) 別紙1  
(補助対象期間) 令和3年4月1日～令和4年3月31日

## 変更事業計画書

<p><b>(変更前)</b> 【変更する項目を全て記載してください。】</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p>
<p><b>(変更後)</b> 【変更内容を出来る限り具体的に記載してください。】</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p>

様式第 5 号の 2 (第 11 条関係) 別紙 2

(補助対象期間) 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

変 更 収 支 計 画 書

(収入)

(単位：円)

区分	項 目	当初予算額	変更予算額	差引増減額	説明 (変更理由)
全 体 収 入	市補助金期待額 (A)				
	民間補助金等				
	商店街通常会費からの繰入金				
	商店街特別会費				
	寄付金・協賛金等				
	事業収入				
	借入金				
	その他の収入				
	国・県・その他関係機関等 の補助金				
合 計		※ 1			

(支出)

(単位：円)

区分	項 目	当初予算額	変更予算額	差引増減額	説明 (変更理由)
補 助 対 象 経 費	別紙 3 「変更経費配分書」のとおり				
	小 計 (B)				
補 助 対 象 外 経 費					
	小 計				
合 計		※ 2			

注：※ 1 = ※ 2 となること。

<b>補助割合 (A / B × 100)</b>	<b>%</b>	補助割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入して求めること。
---------------------------	----------	-------------------------------

様式第5号の2 (第11条関係) 別紙3  
 (補助対象期間) 令和3年4月1日～令和4年3月31日

**変更経費配分書**

(単位：円)

対象経費区分	総事業費		補助対象経費		説明 (変更理由)
	変更前	変更後	変更前	変更後	
報償費					
事務費					
広告宣伝費					
役務費					
委託料					
土地家屋借上料					
借損料					
工事請負費					
備品購入費					
その他					
補助対象外経費			/	/	
合 計					

※費目の詳細については、要綱の別表第1参照。

様式第6号(第12条関係)

(補助対象期間) 令和2年4月7日～令和2年7月31日、及び、令和3年1月14日～令和3年3月31日

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

団体の所在地 〒

団体名

代表者氏名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。

## 令和2年度 福岡市地域を支える商店街支援事業実績報告書

令和 年 月 日付、経産第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業を完了しましたので、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、その実績を下記の関係書類を添え報告します。

### 記

#### 1 補助事業の実績

別紙1「事業実施報告書」のとおり

#### 2 補助事業の経費の配分

別紙2「収支決算書」のとおり

別紙3「支出表」のとおり

## 事業実施報告書

(1) 内容

(実施期間) 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(取組内容)

- 冊子・マップ・ウェブなどを活用したPR事業
- 共同で実施する感染症対策事業
- 共同で実施する食料品・日用品・飲食等のテイクアウト事業
- 共同で実施する食料品・日用品・飲食等のデリバリー事業
- 共同で実施するキャッシュレスの推進
- その他の事業 ( )

(2) 具体的な実施内容 (事業実施に当たり作成したチラシ・印刷物、写真等を別途添付してください。)

様式第6号(第12条関係) 別紙2

(補助対象期間) 令和2年4月7日~令和2年7月31日、及び、令和3年1月14日~令和3年3月31日

事業収支決算書

(収入)

(単位:円)

区分	項目	最終予算額	決算額	差引額	説明(使途内訳)
全 体 収 入	市補助金期待額				
	民間補助金等				
	商店街通常会費からの繰入金				
	商店街特別会費				
	寄付金・協賛金等				
	事業収入				
	借入金				
	その他の収入				
	国・県・その他関係機関等の補助金				
合計			①		

(支出)

(単位:円)

区分	項目	最終予算額	決算額	差引額	説明(使途内訳)
補助 対象 経 費	別紙3 「支出表」のとおり				
	小計		②		
補助 対象 外 経 費					
	小計				
合計			③		

(補助対象期間) 令和2年4月7日~令和2年7月31日、及び、令和3年1月14日~令和3年3月31日

**支 出 表**

(単位：円)

対象経費区分		総事業費	補助対象 経費	備考 (各費目の積算明細 等)
費目	主な内容(※抜粋)			
<b>報償費</b>	講師謝礼金 賞品又は記念品費 等			
<b>旅費</b>	事業実施にかかる旅費			
<b>事務費</b>	印刷消耗品費、光熱水費、 アルバイト賃金、振込手数料等			
<b>広告宣伝費</b>	広告物(ポスター、チラシ、 冊子)等の印刷・製作費 新聞折り込み料 等			
<b>役務費</b>	通信運搬費、自動車損害保 険料、電話・インターネット 加入料 等			
<b>委託料</b>	事業の運営、事業効果の分 析等専門的知見を有する 者の委託に要する経費			
<b>土地家屋 借上料</b>	一時使用目的の土地及び 建物の借上料(敷金、権利 金その他の金銭を除く。)			
<b>借損料</b>	会場借上料、物品等の使用 料、知的財産権使用料 等			
<b>工事請負費</b>	会場の内装及び設備の設 置及び除去に要する経費			
<b>備品購入費</b>	事務机、椅子等の備品の 購入に要する経費			
<b>その他</b>	前各号に掲げるもののほ か、市長が特に必要と認め る経費			
<b>補助対象外経費</b>				
<b>合 計</b>				

※費目の詳細については、要綱の別表第1参照。

様式第6号(第12条関係) 別紙4

(補助対象期間) 令和2年4月7日~令和2年7月31日、及び、令和3年1月14日~令和3年3月31日

## 確 認 書

令和 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

下記の者より提出された福岡市地域を支える商店街支援事業の事業実績報告書並びに添付の収支決算書については、領収書等の関係書類を確認の上、事実と相違ないことを確認いたしました。

### 記

事業実績報告書等提出団体並びに代表者氏名

団 体 名 :

代表者肩書き :

代表者氏名 :

確 認 者

団 体 名 :

確認者肩書き : 監事若しくは監査

確認者氏名 :

(※)

(※)商店街等の監事若しくは監査においては、内容を確認の上、本人が自署する場合は、押印は不要です。

なお、監事若しくは監査が複数存する場合は、その中から代表する1名で可。

但し、監事若しくは監査が商店街等代表者と役職を兼務している場合は、その他の役職の者とする。

様式第6号の2（第12条関係）

（補助対象期間）令和3年4月1日～令和4年3月31日

令和 年 月 日

（あて先）福岡市長

団体の所在地 〒

団体名  
代表者氏名

## 令和 年度 福岡市地域を支える商店街支援事業実績報告書

令和 年 月 日付、経産第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業を完了しましたので、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、その実績を下記の関係書類を添え報告します。

### 記

#### 1 補助事業の実績

別紙1「事業実施報告書」のとおり

#### 2 補助事業の経費の配分

別紙2「収支決算書」のとおり

別紙3「支出表」のとおり

※ 第15条の規定に基づき、消費税等仕入控除税額が実績報告時点で明らかである場合はその額を記載し減額すること。

様式第6号の2 (第12条関係) 別紙1

(補助対象期間) 令和3年4月1日～令和4年3月31日

## 事業実施報告書

(1) 内容

(実施期間) 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(取組内容)

- 冊子・マップ・ウェブなどを活用した PR 事業
- 共同で実施する感染症対策事業
- その他の事業

( )

(2) 具体的な実施内容 (事業実施に当たり作成したチラシ・印刷物、写真等を別途添付してください。)

様式第6号の2 (第12条関係) 別紙2

(補助対象期間) 令和3年4月1日～令和4年3月31日

事業収支決算書

(収入)

(単位：円)

区分	項目	最終予算額	決算額	差引額	説明(使途内訳)
全 体 収 入	市補助金期待額				
	民間補助金等				
	商店街通常会費からの繰入金				
	商店街特別会費				
	寄付金・協賛金等				
	事業収入				
	借入金				
	その他の収入				
	国・県・その他関係機関等の補助金				
合計			①		

(支出)

(単位：円)

区分	項目	最終予算額	決算額	差引額	説明(使途内訳)
補助 対象 経費	別紙3 「支出表」のとおり				
	小計		②		
補助 対象 外 経費					
	小計				
合計			③		

様式第6号の2 (第12条関係) 別紙3

(補助対象期間) 令和3年4月1日～令和4年3月31日

支出表

(単位:円)

対象経費区分		総事業費	補助対象経費	備考 (各費目の積算明細等)
費目	主な内容(※抜粋)			
報償費	講師謝礼金 賞品又は記念品費 等			
事務費	印刷消耗品費、光熱水費、 アルバイト賃金、振込手数料等			
広告宣伝費	広告物(ポスター、チラシ、 冊子)等の印刷・製作費 新聞折り込み料 等			
役務費	通信運搬費、自動車損害保 険料、電話・インターネット 加入料 等			
委託料	事業の運営、事業効果の分 析等専門的知見を有する 者の委託に要する経費			
土地家屋 借上料	一時使用目的の土地及び 建物の借上料(敷金、権利 金その他の金銭を除く。)			
借損料	会場借上料、物品等の使用 料、知的財産権使用料 等			
工事請負費	会場の内装及び設備の設 置及び除去に要する経費			
備品購入費	事務机、椅子等の備品の 購入に要する経費			
その他	前各号に掲げるもののほ か、市長が特に必要と認め る経費			
補助対象外 経費				
合 計				

※費目の詳細については、要綱の別表第1参照。

様式第6号の2 (第12条関係) 別紙4  
(補助対象期間) 令和3年4月1日～令和4年3月31日

## 確 認 書

令和 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

下記の者より提出された福岡市地域を支える商店街支援事業の事業実績報告書並びに添付の収支決算書については、領収書等の関係書類を確認の上、事実と相違ないことを確認いたしました。

### 記

事業実績報告書等提出団体並びに代表者氏名

団 体 名 :

代表者肩書き :

代表者氏名 :

確 認 者

団 体 名 :

確認者肩書き : 監事若しくは監査

確認者氏名 :

(※)

(※)商店街等の監事若しくは監査においては、内容を確認の上、本人が自署する場合は、押印は不要です。

なお、監事若しくは監査が複数存する場合は、その中から代表する1名で可。

但し、監事若しくは監査が商店街等代表者と役職を兼務している場合は、その他の役職の者とする。

様式第7号（第13条関係）

経産第 号  
令和 年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎  
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

## 令和 年度 福岡市地域を支える商店街支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付、経産第 号にて交付決定した福岡市地域を支える商店街支援事業補助金については、実績報告書を確認の上、下記のとおり補助金の額を確定したので福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 補助確定金額 円

2 補助条件

福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

令和 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名  
代表者氏名

**令和 年度 福岡市地域を支える商店街支援事業補助金事前交付請求書**

令和 年 月 日付で申請した標記補助金について、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、事前交付していただきますよう請求いたします。

なお、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定に基づく確定額が、事前交付を受けた額に満たないときは、その満たない額を速やかに返還することを約束いたします。

記

1 事前交付請求額 円

2 事前交付請求の理由

3 請求額算定	交付決定 (予定) 額	円
	事前交付希望額	円
	差引残額	円

4 事前交付支払希望日 令和 年 月 日頃

年 月 日

（あて先）福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団体名  
代表者氏名

**令和 年度 福岡市地域を支える商店街支援事業  
消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書**

標記の件について、福岡市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（市長が確定通知書により通知した額）	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	円
3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る 消費税等仕入控除税額	円
4 補助金返還額（3－2）	円

注：1 別紙として、積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税相当額が消費税等仕入控除税額等の対象額でない。